

Q&A

	質問	回答
1	令和2年度に減免を受けていましたが、引き続き対象となりますか？	今回の対象に該当するかご確認の上、改めて申請が必要です。
2	世帯の主たる生計維持者とは、誰を指しますか？	被保険者と住民票上の同世帯の方で、その世帯の生計を担っている方です。
3	主たる生計維持者とは、どの時点で判定しますか？	賦課期日時点（4月1日）の世帯状況で判定します。
4	以前から年金収入のみの場合は、申請できますか？	減免の対象者1の方は申請できます。
5	対象者1の要件にある「重篤な傷病」とは、どんな状態ですか？	新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに1か月以上の治療を有すると認められる場合等です。
6	令和2年の収入について確定申告や住民税申告がまだ済んでいません。その場合は申請できますか？	令和2年の収入が確認できない場合は審査ができません。税申告を済ませてください。 また、令和3年1月1日現在、八幡平市・岩手町・葛巻町に住民票がない方につきましては、申請後、盛岡北部行政事務組合より前住所地に住民税情報を照会する必要があります。
7	緊急事態宣言に基づき勤務先が営業自粛したため、生計主の4月の給与が大幅に減少しました。減免申請できますか？	・令和2年に給与以外にも収入があり、その前年所得が400万円を超える場合 →申請できません。 ・給与収入しかなく、昨年の平均給与より3割以上減少している場合 →休業補償がない(少ない)場合は申請できます。
8	保険金や損害賠償金とは何ですか？	ご自身が契約している民間の保険契約などにより、新型コロナウイルス感染症の影響で被った事業収入等の補償として取得する金銭であって、当該事業収入等に代わる性質を有するものです。保険金や損害賠償等で補てんされる金額は収入減少に含めません。
9	持続化給付金や感染拡大防止協力金は収入に含まれますか？	含まれません。
10	主たる生計維持者の合計取得金額が0円ですが、給与収入が減少しました。対象となるのでしょうか？	この制度は、減少する事業等の前年の所得額／前年の合計所得金額で減額する保険料額の割合を算出するため、所得が0円の場合はこの制度の対象とはなりません。
11	減免された金額はどうなるのですか？	・全額免除の方 減免対象の保険料を既に納付済みであれば、後日還付（または充当）します。 ・一部減額の方 審査結果が判明した月以降の保険料で調整いたします。
12	減免が決定された場合、徴収方法に変更はありますか？	年金からの特別徴収の場合、普通徴収（納付書または口座振替）に変更となる場合があります。